

〇はやお委員長

続きまして、2の陳情審査に入ります。新たに送付された陳情書、①送付2-22、神田警察通りⅡ期Ⅲ期工事においても今ある街路樹を保存するよう求める陳情の審査に入らせていただきます。その前に、報告事項に、環境まちづくり部（1）神田警察通りの整備について、当初報告が予定されておりますが、関連いたしますので、報告とともにこの陳情審査に入らせていただきます。

それでは、執行機関からの説明を求めます。

〇須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りの整備につきまして、環境まちづくり部より報告させていただきます。

本件につきましては、資料1-1、この1のこれまでの経緯をご覧ください。下から三つ目の四角にありますが、本年6月22日の当委員会の陳情審査におきまして、今ある街路樹をその場所へ残して整備するという陳情の趣旨を踏まえた場合は、どのようになるかも検討した上で、学識経験者の意見を聞くなど議論を重ね、本件計画について陳情者の方々が理解を得られるような努力をすること、との申入れを受けたところでございます。

区といたしましては、これまで道路整備方針に基づき、沿道整備推進協議会において議論を重ね、新たな手法としてアンケート調査により地域への意見聴取を行って、整備内容をまとめてきたところでございますが、陳情を出された方々のお気持ちも配慮して、議会からの申入れに基づいて、街路樹を残した場合の整備計画資料を作成し、学識経験者の意見聴取を行いました。

それをもちまして、本年12月2日に沿道整備推進協議会を開催し、改めてご意見をお伺いしました。当日、協議会で配付した資料で説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。1枚おめくりいただいて、これまでの経緯と今後の流れでございませう。復習になりますが、一番左の真ん中にありますけども、Ⅰ期工事が平成30年7月に完了いたしました。その後、上になりますけど、9月にⅡ期工事以降の街路樹保存を求める陳情が出され、平成31年3月には審査終了し、下のほうの矢印で、樹木に関して沿道住民の意見を聞くことと、幅広く意見を聞く方法を検討すること、そういう申入れがされました。それを受けまして、一番下になりますけど、第14回、第15回の協議会において、街路樹について勉強や議論を重ねるとともに、新たな手法としてアンケート調査を実施するなど、幅広い意見を伺いました。

第16回ではその報告を行い、通行者の安全・安心をベースとした道路整備を進めてほしいという協議会としてのまとめを頂きました。それをもちまして、区としても早急に整備を進めていく考えを議会へ報告いたしましたが、同時にその陳情を受けた、また再度陳情を受けたことから、陳情審査が行われることになり、本年6月に審査が終了したことは、先ほどご説明さしあげたとおりでございます。

12月2日に第17回協議会が開催され、本日その報告をさせていただいているところですが、今後、発注の準備を行いまして、来年、令和3年6月に契約、9月に着手、令和4年8月頃に竣工の予定でございます。

次に、街路樹についての学識経験者の意見聴取でございますが、3ページをご覧ください。ご覧のように神田警察通りは歩道の幅員が区間によって異なっておりまして、狭いところでは約2.7、広いところでは3.3から3.5となっております。それぞれをA区間、

B区間として資料を作成いたしました。

1枚おめくりいただいて、4ページです。これはA区間のイメージとなります。上段が現況、中段が街路樹を現位置に残して整備した場合、下段が街路樹を更新して整備した場合となります。上段の現況は約2.7メートルで、歩行者と自転車共存の有効幅員が1.7メートルと狭い状況でございます。中段の保存案、下段の更新案ともに、左側のように路上パーキングがある部分、その幅員は4.5メートル。右側の路上パーキングのない部分の幅員は6メートルとなります。これは、分かりやすいように街路樹を表記せず、足元の部分を示しておりますが、黒い円がツリーサークル、そこを含めたものが有効幅員となります。

保存案は、街路樹を残すことで大きな樹木を生かして緑陰の創出ができるというメリットがありますが、歩行者の有効幅員2メートルを確保できないという、安全面でのデメリットがございます。

更新案は、既存の街路樹は残念ながらその場に残すことはできないというデメリットがありますが、歩行者有効幅員の2メートルと自転車有効幅員の1.5メートルは共に確保しているという安全面でのメリット、それから新たな景観を創出して、これから数十年と沿道住民にめでただけけるというメリットがございます。

5ページをご覧ください。こちらはB区間で、A区間と同様に、上から現況、保存案、更新案となります。現況は幅員約3.4メートルのところを表現しております。歩行者と自転車共存の有効幅員は2.2メートルと、A区間よりは広い状況です。保存案は街路樹を残せるというメリットはA区間と同様ですが、こちらの場合は、自転車の有効幅員が1.5メートルを確保できないという安全面でのデメリットがございます。更新案のメリット、デメリットはA区間と同様でございます。また、神田警察通りでⅡ期の白山通り交差点から神田駅の中央通りまで街路樹を更新すると、既存の大きな樹木がなくなるというメリットはありますが、樹木の本数が2割程度増えるというメリットもございます。

これらのような情報を、資料と、これまでの経緯、それから協議会からのご意見、さらにアンケート結果について、街路樹の学識経験者の方に説明した上でご意見を頂きました。学識経験者4名からの意見聴取、その結果が次のページでございます。主な意見となりますが、保存案についてのご意見は、ヒートアイランドとかを考えると街路樹の緑陰は重要であり、幅員の確保も必要だが、保存を優先すべきというご意見。安全面を考えると、全て残すというのは現実的ではなく、街並みと歴史を考えると、残す箇所と更新する箇所を分けて整備すべきという中間のご意見。緑陰の保持などの必要性は理解できるが、道路という公共性を考えると、安全性が最優先。街路樹を残すことで公共性が損なわれるのであれば、整備の意味がない。樹高を高くすると倒木の可能性が高まる。というご意見を頂きました。

また、更新案についてのご意見は、既存の樹木の緑陰は大事だが、更新するなら樹高4メートルから5メートルの小さいものを植えて、大きく育てることが望ましいというご意見。ゾーンごとの特色に合わせた植栽があっても良いと思うというご意見。歩行者が安全に利用できる計画が必要。今後の維持管理も含め、将来像を念頭に置いた整備が必要というご意見。住民の方が落ち葉や実などで不便さを感じているなら更新して良いと思うというご意見を頂きました。

ここまでを説明した上で、改めて協議会のご意見をお伺いしました。委員からの主なご意見は、先ほどの資料1-1の裏面でございますが、3番の第17回のところです。委員からの主なご意見は、台風で街路樹が倒れたら誰が責任を取るのか。避難路が維持できなくなるのではないかと。倒木のおそれがあるなら伐採すべきである。それから、母が沿道に住んでいるが、車いすでの移動ができるか不安。A区間の環境は劣悪であり、そのためには更新は仕方ない。樹木を残したいという気持ちもわかるが、人優先で考えてほしい。観光的な視点で、桜や緑の動線ができると良い。区の価値が上がるような整備をお願いしたい。上野から田原町間の通りは、自転車道が整備され、樹木が更新されてにぎわっている。緑陰の確保は大切だが、今は高いビルが多く陰ができるので、大きな樹木は要らない。大木は根が張って舗装が盛り上がってくるので、細い街路樹のほうが良いのではないかと。ご意見を頂きました。

協議会のまとめとして、意見としては、前回と同様に、誰もが安全・安心に通行できる道路整備を最優先に考えてほしいということ。そのためには、必要な幅員の確保であったり、倒木の危険は避けるべきであるとのことだった。そういう意味で、新しい樹木に植え替える更新案という形で進めていただきたいというまとめを頂きました。

ここで、協議会のご意見も確認できましたので、区として事業を先に進めるために、追加の資料をお配りし、それを基に議論をしていただきました。それが資料1-3でございます。1枚おめくりください。神田警察通り沿道賑わいガイドラインについてですが、本ガイドラインは、神田警察通りにおける整備構想を提案するとともに、整備に対する指針として使用されることを想定したものとなっております。

ガイドラインの1ページから抜粋しておりますけども、本ガイドラインは、今後の地域の方との協議やまちづくりの動向をふまえ、必要に応じて発展、改良していくことを想定しています、という記載がございます。これは、具体的に地域の方々と協議をして、より地域に合った整備をしていくという意味でございます。

これまで協議会での議論や交通管理者との協議の中で、ガイドラインの内容に関して確認する必要がある点が前に出てまいりましたので、それが2点ございます。

まず、左側のパーキングメーターについては、ガイドラインには荷捌き駐車車の制限という記載で、神田警察通りのパーキングメーターは原則廃止するというものがございますが、交通量調査や駐車帯の実態調査、パーキングメーターの利用頻度を踏まえて、警視庁と協議を重ねてきた結果、全てをなくしてしまうのは現実的ではないというところがございます。ガイドラインの趣旨としては、停車帯をなくしてパーキングをなくしていくという内容であることから、105台の路上パーキングメーターを56台まで減らして、必要最小限にするという方向性で、おおむねガイドラインの趣旨にのっとっているものと考えております。

続きまして、右側の街路樹についてです。ゾーンごとのガイドラインで、この歴史・学術ゾーンには、豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチヨウなど）という記載がございます。ご存じのとおり、Ⅰ期区間については様々な議論の末、共立女子前の立派に成長したイチヨウは残して整備することとなりました。Ⅱ期工事区間については、様々なご議論、アンケート調査の結果から総合的に勘案すると、街路樹は全て植え替えて更新となりますが、ガイドラインの趣旨としては、共立女子前の

イチヨウが保存活用であり、豊かに育ったイチヨウを保存できたことから、ガイドラインの趣旨をおおむね実現しているものと考えております。ここまでを説明いたしまして、協議会としては資料のとおりのお考えでよいということが確認されました。

次ページをご覧ください。街路樹を更新する場合、新たな樹木を検討しなければなりません。街路樹整備のお考えについて、まず1番目に道路管理者の考えということで、道路を安全に利用していただくための考えとなり、道路構造令などを遵守して空間の確保をするという必要がございます。そして学識経験者の意見、それから協議会の意見、アンケート結果ということで、ご覧のとおりとなっております。

これらを踏まえまして、樹木候補を幾つか挙げました。1枚おめくりいただいて、4ページの一覧になります。左からサクラの「陽光」、サクラの「オカメ」、マグノリア「ワダスメモリー」この3本が落葉樹となります。そして、常緑ヤマボウシ、オウゴンモチ、この2本が常緑樹でございます。これらの候補を紹介さしあげて、ご議論いただきました。

意見としては、皆が注目するような、めでられるようなものにすれば、沿道の意識も高まるので、シンボリックな樹木がよい。など様々なご意見を頂いて、協議会としての最終的なまとめにはなりませんでしたが、おおむね「陽光」でよいのではないかということになりました。

以下の3、4というところは植樹帯についてのお話をさせていただいたもので、初めてその協議会でさせていただいたので、特にご意見はありませんでしたので、説明は省略させていただきます。

協議会に関する報告は以上でございますが、今回の陳情に関しては、先ほど経緯の中でご説明したとおり、平成31年3月、令和2年3月に出されたものとほとんど同じ内容で、道路整備そのものは否定しないが、街路樹は保存すべきだということと認識しております。そのたびに委員会の皆様には審議、審査いただき、その申入れにつきましては真摯に対応してまいりました。区といたしましては安全・安心を基本とし、自分たちで選んだ街路樹を守り育てていくという沿道地域の方の思いを尊重し、神田警察通りの整備を進めていきたいという考えでございます。そこのところをご理解賜り、審査いただきたいと存じます。

報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

ただいまのように、委員会のほうで集約して申入れした内容については、やっていたというところのご報告の予定だったんですけども、また改めて陳情が出されたので、この辺を含めて、今の報告を含めて、何か質問がございましたら、委員のほうから質問を受けます。

○木村委員 安全・安心ということを随分強調されたけれども、安全・安心に街路樹は含まれないんですか。ヒートアイランド対策といたら、街路樹は相当な大きな役割を果たしますよ。

実は私たち共産党の区議団でアンケートをやったら、まちづくりで一番要望の強かったのが、街路樹を生かしたまちづくりだったんですよ。2番目がヒートアイランド対策だった。ちょっとあまりにも、ちょっと我々が行った調査と結果が違うんで、ちょっと驚いているんだけど、ヒートアイランド対策として、安全なまちの一つとして、街路樹を生かしたまちづくりって、相当要望としては強いんですよ。これは、区が言っている安全・

安心と街路樹というのは対立するものなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろん街路樹の緑陰というところで、ヒートアイランド対策ということを考えますと、安全・安心というところもあると思います。街路樹をそのまま切ってなくしてしまうということではなくて、また新たに街路樹を植えて、さらにこの神田警察通りにおいては、間隔も短くして増やすという考えでございますので、ヒートアイランド対策には、道路整備方針にも書かれておりますけれども、いろんなことをその整備の中に入れて進めていく予定でございます。

○木村委員 4ページに樹種が、候補の一覧が載っていますけれども、これを見ると、ヒートアイランド対策になるようなちょっと樹木というのは見つからなかったんだけど、相当生い茂るんですかね、この五つの種類は。そういう樹種なんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ヒートアイランド対策用の樹木というか、そういうものは特にございません。この神田警察通りの幅員22メートルという、その空間の中で適したもの、そういうものを選んだつもりでございます。

○木村委員 前回の陳情審査の中で、当委員会としても、専門家、学識経験者の知恵を借りてと。それから幅広い方の意見を聞いてということをお願いをいたしました。で、これ、専門家、4人の方がいらっしゃるけれど、どういう方ですか。学識経験者。何かそれぞれ四者四様という形で。このご意見を何う限り。これ、どういう基準でちょっと選ばれたのか。で、どういう方なのか。やっぱり税金を払っているんで、お名前と、どこの大学なのか。ちょっと教えていただくとありがたいんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 この意見聴取の方法ですが、その4名、個別に行いました。お名前までは、ちょっと個人情報なのかなというところなんですけれども、選んだところは、千葉大学の大学院名誉教授ですとか、戸田芳樹風景計画の設計室長、それから千葉大学大学院教授、筑波大学名誉教授です。ちなみにその最初の3名というのは明大通りの委員でございます。

○木村委員 それぞれこの資料を拝見すると、やっぱり微妙に違って来るわけですよ。この保存案についても、更新案についてもね。専門家の方からこういう意見を聞いたけれども、どの専門家の意見、学識経験者の意見を採用するかというのを、誰が決めたの。

○須貝基盤整備計画担当課長 どの専門家のご意見を採用するかということではなくて、学識経験者の意見を聞きまして、ご覧のように様々なご意見がございます。その中で総合的に区のほうで判断したということでございます。

○木村委員 これ、第16回沿道整備推進協議会の議事要旨で、今年の2月19日に行われた議事要旨ですね。そこで街路樹の取扱いについてというところで、こう言っていますよ。区としては、歩道を拡幅し、自転車歩行空間を整えるため、街路樹を植え変えていくべきであると考えている。もう区への考えははっきりしているわけよ。専門家や学識経験者の役割というのは、例えばいろんな、その協議会の中でいろんな意見が出てくると。そういう中で、それを調整し、どうすれば協議会の委員や幅広い市民の皆さんの声を反映したまちづくりができるのかということで、専門家の知恵を借りる。非常にこれが有効なわけですよ。東郷公園はそういう方式でやったわけだから。

ところが、最初から区としての考え方があり、四者四様の専門家の意見を聞き、全体として総合的に評価し、当初の区への考えどおり進めていくと。こういうやり方を当該委員会

は求めたんじゃないと思いますよ。これじゃ何のために専門家の意見を聞いたのかと。4人の意見を聞いて、それがどう生かされていますか。一つでもあったら例示していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 例えば保存案についてのA氏とC、D氏というのは、まるきり反対の考えになっております。それをどちらを選ぶかというところで、それを総合的に勘案して決めたんですけども、A氏のヒートアイランド、樹木をもっと大きくしていくというところで、更新案のときに様々な、例えば土を土壌改良したほうがいいのか、そういうご意見は頂いております、それについては設計に反映するところでございます。

○はやお委員長 岩田委員。

○岩田委員 いつも思うんですけど、「総合的に勘案する」というのは非常に便利な言葉だと思うんですけど、その総合的に勘案する。その総合的な部分に、恣意的な判断が入る余地というのはないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 恣意的な判断というのがどういうものかは分かりませんが、これまでの協議会のご議論ですとか、アンケート調査の結果、それから今回のこの学識経験者の意見聴取と、あらゆる手を尽くして意見を確認してきたところでございます。それを区の中でいろいろと調整した結果、そのようになったところでございます。

○岩田委員 どういうのが恣意的な判断がよく分からないということなんですけども、つまりA案とB案があって、区は最初からA案を取りたい。そういうときにA案とB案が出た。じゃあ、A案を取りましょう。そういうのが恣意的な判断だと思うんですよ。つまり学識経験者の意見を聞いても、それが単なる、何ですか、意見を聞いたという既成事実になってはいないですかということなんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうはなっていないとは思いますが、学識経験者のご意見も、もうここでご覧になったとおり、まるきり反対のご意見。それを、どちらを取るかというより、それを言っているのは、協議会のご意見ですとかアンケートの結果ですとか、あとは区が最初からそのように更新案でなっていると言っていますけども、そのところは、整備を進めるために幅員ですとかそういうものをいろいろ勘案すると、こういう整備計画になるというふうになったものでございます。

○はやお委員長 ちょっとね、ちょっと整理するけれども、こちらの一番最初のこの資料1-2、これについては協議会のほうには提示していたの。学識経験者の内容については、そうだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○はやお委員長 だから、当然のごとく、協議会の中では、両論併記というわけではないけど、いろいろ様々な意見があったということが分かっているということ。それと、またこういう言葉で、執行権でと言うとあれかもしれないけど、そこを勘案して、総合的に判断して、人によっては街路樹を植え変えるという話になってくると、いろんな意見が出てくるけども、一応検討した結果、執行側のほうとしては、安全性をプライオリティーを高くしてやろうというふうになったということだよ。その中で、協議会に対しては、このことはあからさまにきちっと提示しているということは間違いないのか。そこだけちょっと答えてくれるかな。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、この資料に基づいて説明をさ

しあげて、この学識経験者のご意見もこういう様々あるというところをしっかりとお話しした上で、ご議論を頂いた結果でございます。

○はやお委員長 はい。じゃあ、続けます。

小枝委員。

○小枝委員 今、岩田委員のほうからもありましたけれども、恣意的なやり方になっていませんかということに関連してなんですけれども、私、担当課長のほうに、既存樹木を残した場合と変えた場合の、議会、今、委員会のほうから宿題が出ている設計図面、比較図に関して、ありませんかということをお私に課長のほうに問合せをしたら、ありませんよということをお言われましたので、ないのかなというふうに思ったら、住民の方が情報公開請求をしたら、より今の内容よりもよく分かる図面があったんですね。

私はそれを頂いて、今の分かりにくい説明と両方聞くと、これは要は写真と図面を併せて見ると、非常によく分かるのは、今の樹木を残したほうが、全く、自転車の上の空間も、それから歩行者の上の空間も豊かであり、単に木が新しいから細くなるだけなんです。緑はちょっとふさふさに見せているんですけども、新しい木がふさふさになるまで何年かかるんですかという話で。こういうものがありながら、協議会にも示さず、私にも見せてくれない。そして委員会にも資料として出さない。

別にそんなに、これ自体は多いものじゃなくて、これだけのものですから、都市計画マスタープランの中身に比べれば、もう50分の1ぐらいの厚さなんです。それで、絵もあって、比較図もあって、非常に分かりやすい。なのに、もう先ほど木村委員が言ったように、区は街路樹を植え替えるべきと考えるというのを、もう今年の2月に言っているわけですよね。それで、宿題が出たから、しょうがないからやるけど、既成事実としてただやるだけ。

で、何でこれを出さなかったかというと、これを見ると、何だ、残してもちゃんと整備できるじゃないかということが分かるからなんです。はっきり言って。別に植木屋さんと何か癒着しているとは言いませんけれども、もう少し、何というか、真摯にというか、公平公正に運営をしてもらわないと、判断は最後は区民が決めることだとは思いますが、これだけですと、恣意的誘導という印象を物すごく強く持つんですね。どうしてそういうことになるのか、説明してもらいたい。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後3時51分休憩

午後3時55分再開

○はやお委員長 再開いたします。

それでは、小枝委員が質問したね。それで、じゃあ、ちょっとそここのところについては、写真のところと合成のやつからしたほうが分かりやすいんじゃないかということだけでも、そここのところをいま一度、執行機関、説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 パースも作ってはみました。それで、そのほうが、ちょっといろいろ検討した結果、ビジュアル的にちょっと誤解を生みやすいんじゃないかと。精査した結果、そういうことになりましたので、もっと分かりやすい、寸法の入った現在のこの資料を出したものでございます。

○はやお委員長 補足。はい、担当部長。

○小川環境まちづくり部長 ただいまご指摘いただきました、ビジュアル的にこちらの資料のほうが分かりやすいかというご指摘でございますけれども、あくまでもイメージパースに落としたものでありまして、今般示しました今日のこの資料でございます。こちらのほうが正確であって、きちんとした正しい認識ができるというこちらの理解の下に、その今お手元にある資料ではなくて、より正確なものを協議会の中でお示しをして、ご議論を頂いたということでございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 今、木村委員にも岩田委員にも見てもらったんですけども、この立体的なパースのほうが分かりやすい。何が分かりやすいかというと、木を残しても、自転車にとっても人にとっても、何にも不都合がないどころか、むしろそのほうが安定した景観が残るということが、よく分かるわけなんですね。本数が増えるとか言っているけれども、やっぱり今の木を残したほうが、木陰や人の往来にとって安心した場ができていくということがよく分かる。だからこの資料を出さなかったんじゃないかというふうに、私はもう判断します。どうせこれはやり取りをしても、行政との関係では平行線でしょうから、それについては普通はそう判断します。これを見たときに。

じゃあ、なぜそんなことをしなきゃならないのかということについてなんですけれども、区民世論調査、先ほど木村さんのほうから、共産党さんのほうでアンケートを取ったら、街路樹を保存し、ヒートアイランド対策をしてほしいというのが圧倒的でしたということをおっしゃっていたんですけども、それは千代田区がやっている区民世論調査でもそういう結果が出ているということ、資料を頂きました。というか、みんな持っていると思います。

その中でも特に特徴的なのが、道路の街路樹を保存してほしいというのは、当然、特に守り育てる必要がある緑として、7割以上がそう判断しているわけですけども、その中でもとりわけ多いのが、やはり女性なんですね。道路の街路樹を保存、育ててほしいというのを性別に見ると、女性はほぼ7割、男性は55%。これ、世の中を男女で分けるものではないというけれども、15%の差があるわけですね。女子供とよく言いますが、女子供に愛されない道、まちというのは、決して質の高いつながり合うにぎわいをつくらないというふうに、私は、というか、思うんですね。

で、男性の方がほとんど、役所のほうもそうですけれども、だけで、今日の陳情者もそうですけれども、多くの女性や、あるいはよい時代を知っている一定程度の年配の男性たちの思いを退けて、情報をコントロールしながら、ただただ木を切ることに、何というんですかね、それが仕事だと思える仕事というのは、どうしたことなのかと。

それでは、最初の頃の陳情有りましたけど、ちょっと年寄りふうな言い方をすれば、家についた木というのは引っこ抜いちゃいけないというじゃないですか。だから、まちについた木というのも、引っこ抜いちゃうと、そのまちのやっぱり、何というんですかね、迷信的かもしれないけれども、よくないということなんですよ。それに加えて、環境浄化作用ということも当初ずっと言われていましたね。

この場において、ちょっと質疑とするならば、イチヨウとかブラタナスとか、木の種類、それから安全というならば、樹木医によって、もう倒木のおそれがあると言われている、何本なのかというのを答弁してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 木を切ることが仕事だとは思ってはおりません。安全のために日々維持管理をしていくのが私たちの仕事でございます。

○小枝委員 答弁してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと認識の違うところがございますので、言わせていただきました。

先ほどの質問の、樹木診断で倒木するおそれのあるもの、それは今のところございません。

○小枝委員 もう一つ、樹種がイチヨウとプラタナス、特徴的なものがどんなものがあるか。全体の本数とその種類の区分け。

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午後4時01分休憩

午後4時02分再開

○はやお委員長 それでは、再開します。

じゃあ、もう一回。小枝さん、もう一度重ねて質問して。

○小枝委員 はい。倒木の可能性があるものはないということですね。で、協議会の中でそういう意見があったときに、例えば千葉なんかだと電信柱が折れるわけですよ。台風で折れたらどうするんだといったときに、電信柱が折れるような気候がおかしくなっているような状況を、何とかするという問題意識を共有するのが行政の役割なのに、そうですね、危ないから切っちゃいましょうという説明しかしないというのは、もう本当に男性目線のミスリード。厳しいと思いますよ。まちの人たちも、もう行政に、そういう意味では前任者たちにずっと流れがつくられちゃっているから、もう面倒くさい、はい、切ってしまえとみんな思っちゃっているから。どうせ神田は終わりだとか言っちゃうわけだから。そういうふうなミスリードをしてほしくない。

私から見ると、神田いじめなんですよ。沖縄もいじめられているけど、神田も十分にいじめられている。もっと優しくやってもらいたいんですよ。木を切るということは、もしかしたら、そこに住んでいる人を切ることもかもしれない。そこにいる人たちが、もしかしたら病気になっちゃうことかもしれない。全部生命体というのはつながっているわけですから、そこを男性たちだけで、えい、やってしまえというような話でないはずなんですよ。もうそれは男性だって優しい人はいて、もちろんそうなんですけれども、でも区民世論調査では15%も違うんですよ。

で、この会議は、私、何度も言いましたけど、住民代表が男の人しかいないんですよ。私はそれを言っているんです。そういうところでやられちゃうのかなというふうに思うと、何か本当に私も引っ越したくなっちゃうという、そんな気持ちです。

○小川環境まちづくり部長 先ほど来、課長が、安全・安心のことを考慮しての判断ということを繰り返し申し上げておりましたけれども、少しこれ、確認をさせていただきたいのは、今、小枝委員からご指摘があった、その倒木の可能性ということも、もちろん我々は考えるわけでございますけれども、やはり一義的には、歩行者の方、あるいは障害を持った方、自転車を乗られる方、様々な方が利用される道路でございますから、それぞれの安全性を我々は当然考えるということでございます。

その安全性を考える上で、道路の構造令という法令がございますけれども、法令に合致

した道路を我々は整備していきたいというのが、当然念頭にあるわけでごさいます、安全に歩行者の方が歩ける、あるいは車椅子の方が安全に行き違えることができる。それらを満たす基準として、先ほど課長が説明したような、例えば2メートルとか1.5メートルとかという、それぞれの基準があるわけであります。

それらの基準を満たすためには、先ほど来申し上げているような一定程度の更新をしないと、今回のこの道路の環境と照らし合わせた場合に、それらの安全性が確保できない。それらを含めまして、安全・安心な道路を造っていくということでございますので、そのあたりはどうかご理解を頂きたいと思ひます。

○小枝委員 最後になりますけども、私、その論点も視野がちょっと限定的過ぎるんですね。前の部長さんからの仕事の引継ぎですから、その中で、いろいろ限界がある中でやっているとは思ひますが、最初の当初の陳情書に添付された書類の中に、樹木の環境浄化作用という資料をつけられていて、二酸化炭素、地球は人間とか植物によって成り立っていると。樹木は大きいほど二酸化炭素の吸収量も大きい。幹の太い1メートル以上のイチヨウの場合、葉の合計面積400——まあ、ちょっとはしよるとですね、1本が1日に吸収する量は、ガソリン自動車が3キロ走行したときに排出するNO₂量に相当しますというふうに書いてあるんですね。イチヨウは街路樹の中でも、とりわけ大気汚染耐性が最も高いグループに入ると。あの一画で、神田警察通りの西の端のところ、約100人以上の呼吸を賄う計算になるというふうに書いてあって、学術的には、いろんな方面からそういうことを検討していかなければいけない立場にあるわけなので、環境まちづくり部長ですから、車椅子の人、明大通りのところに、車椅子の方、入っていただいている方は、木陰の大切さということを陳情された方でもありました。

そういう、それこそ、そこそこ総合的に判断した中で、全部切っちゃうという話ではなくて、どうにか今ある現存の樹木と、もし桜を植えたいという意向があるなら、私も桜があったら元気になるでしょうというのは思ひます。それは、さくら通りに桜をもっと植えようとも思ひます。でもそれは、ちょっとした歩道にゾーンを造って、そういうふうな形で、もう、のべつやるといふんじゃなくて、そういう、もう少し丁寧に、よくまちづくりじゃなくて、まち繕いといふんですけど、まちを丁寧に丁寧に未来をつくっていくというふうなお話を、もっと対話を広げてもらいたいというのが、殊にここに至っても、もうお願いするしかないで、可能な限りのお願ひということで、もうこれ以上言うとみんなに嫌われますので、まあ、どうせ嫌われていますけど、（発言する者あり）言わせていただきたいというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○小川環境まちづくり部長 ご指摘ありがとうございます。我々も、先ほど課長が説明をしたとおり、協議会の方やその他沿道の方への意見聴取、様々な形でこれまでも意見を伺ってまいりましたし、陳情も度々賜っている中で、真摯に対応してきたということでごさいます。そうした中であつても、やはり早急にこの整備を進めたいという地域の声もごさいますので、それらを全て両立していくということは、なかなか困難な状況でごさいます。したがひまして、その中でどれをきちんと優先をさせ、どれを、例えば、ある意味平たく言ひますと、片目をつぶっていただくような部分も出てくると思ひますけれども、そうした中で事業を進めていくのかということを考えていくのが私の立場でごさいます。その事業を進めていく中で、今ご指摘がごさいましたような、きちんと丁寧にまちをつくってい

くという、そういった気持ちは当然忘れずにやっていきたいと思えますけれども、やはり事業を進めていくといったこともございますので、そのあたりは、ご指摘も踏まえて、丁寧に進めていくことを念頭に置きながらも、我々としては事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 ちょっと二つまとめて伺っちゃいますね。一つは、これは資料1-1の裏面で、3のところ、委員からの主なご意見ということで、何点か列挙されています。二つ目のところに、母が沿道に住んでいるが車いすでの移動が出来るか不安だと。こういうご意見があります。これは街路樹保存案と更新案と、どちらでも車椅子は安心して利用できると。これは一つ確認です。

それから、もう一点は、今後、工事契約をやるんで、具体、詳細にはあまり言えないにしても、今後、コロナ対策で、今、感染拡大が収まらないと。止まらないという状況ですので、いろいろお金もそこに充てていく必要があると思うんですね。ちょっとそういうのを考えると、整備に係るそのコスト、費用。これは街路樹保存と、それから更新案で、どれほど違うのか。比率で結構ですので、教えていただければと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず一つ目の保存案で、車椅子の安全が確保できるかというところで、擦れ違いですとかそういうところで、先ほども部長も申しましたけども、道路の道路構造令、その基準というところからいきますと、それは難しいということになります。それから、（発言する者あり）あ、保存案は難しいということ。更新案はそれを確保するような計画にももちろんしてございます。

それから、もう一つのコストでございますけど、工事費だけでいきますと、残した場合、それでも、ツリーサークルって、黒いやつですね、それが大きいものが必要になるので、ここで今申しますと、約2,200万ぐらい。更新した場合、それは樹木の撤去もあって、それからツリーサークル、そういうものの整備がありますので、3,500万ぐらいです。工事としてはそれで高いですけども、その後の維持管理というものを考えますと、当然、今の太い樹木ですと高くなりまして、それは10年たつと逆転、10年以内に逆転してしまうと。それ以降はどんどん開きが出ていくということになります。

○木村委員 でも、これはあれでしょ。ツリーサークル、樹木がどんどん大きくなっていくわけだから。どこかのツリーサークルみたいに、もう樹木が大きくなって、締めつけるような形になっちゃったら、これはもう健全じゃないわけで。その辺も見据えての整備となっているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そこも見据えて、この神田警察通りの道路空間に合う樹種というのは、今あるイチヨウですとかプラタナスというのは、そのまま伸ばしていけば30メートルぐらいまでなる。皇居ですとか日比谷公園にあるものはそういうものがございまして。そうならない、成木になっても10メートル程度というところの樹木を選んでおります。ですから、その太さについても、この小さいツリーサークルの中で収まるものもしっかりと考えてございます。

○木村委員 ヒートアイランド対策にならないということね。

○はやお委員長 今、様々に意見が出てきました。そういうこともあって、かなり厳しいようでも、委員会の申入れとして、一応学識経験者のほうで確認をしていただいたと。そ

してまた、協議会ということについての、スタートのちょっと掛け違いもあったのかもしれないけども、一応手続の中で、沿道協議会のほうで意見を聴取するという事になっていたと。そういうところからして、一応、手続手順として積み上げてきた段階なんだよね、こここのところだね。でも、やりながら、一方では街路樹の保存という考え方がやっぱり強く出てきているこの中で、さあ、スケジュール、そしてまたコストの面、いろいろなところがあってのことで、ここまで整理をしてきた中なんです。

何かほかに委員のほうからご意見があれば、聞かせていただいて、この辺のところをどういうふうにするか、もう一回取扱いをちょっと確認しないといけないかなと思っております。何かありましたら。一応、意見——はい、木村委員。

○木村委員 意見。取扱いじゃなくていいんですね。

○はやお委員長 まだ取扱いじゃないです。

○木村委員 先ほど小枝委員が世論調査の関係で質疑されましたけれども、やはり協議会というのは、道路整備に対するいろんな意見が、その反映されるという委員構成というのを、私は検討する必要があると思うんですよ。メンバー、その男女比であるとか、様々な基準で、多様な意見が協議会に反映されるようにする必要があると思うんです。

あまりにも、ちょっと意見を拝見すると、更新案に集中しちゃっていると。これは協議会として、協議会の役割、その協議会の役割ですよ。それに照らしてどうなのか。これは私、本当に大きな疑問です。だって、区民世論調査や私たちが行っている世論調査とあまりにも違うんですもん。その辺はいま一つ合点がいかない一つの要因になっているんです。

今の協議会のメンバーが駄目ということじゃなくて、やはり多様な意見が反映されるようにするためには、もうちょっとメンバーを反映させるだとか増やすだとか、そうすることでいろんな意見が出てくる。で、調整が必要になるから、専門家のアドバイス、知恵を借りると。で、みんなの意見が反映できるような道路整備、まちづくりを進めていくと。これが初めて可能になるわけですよ。

ですから、私は今後の協議会のメンバー、つくり方、確かに沿道整備なので、その沿道の町会を重視する。これは分かりますよ。分かるけれども、やはり多様な意見の反映の場とするためには、委員構成、これをぜひ今後の改善に生かしていただかないと、やっぱり議論は不十分だと、検討は不十分だというふうにならざるを得ないと思うんですね。この辺はぜひ検討いただきたいと。

○はやお委員長 桜井委員。

○桜井委員 各委員からもここに至るまでの質疑の中で、ご心配をされていることだとか、整理をされて言われているんだと思います。

神田警察通りの整備、1-2の、これは2ページか。のチャートを見ても、いろいろと議会からの指摘だとか申入れだとかというようなことも含めて、よく17回の協議会まで取り組んでいただいたというふうに、私は率直にそう思いました。

やはり今、木村委員からも、意見が偏っているんじゃないかという話もあったけど、さっき小枝さんが、CO₂を、伐採するとCO₂を還元できないと。今の自然気候に対応できないといったご意見がある。まあ、そうだと思いますよ。ただ、一方ね、一方、毎年のようにこの7月、8月あるけども、暴風雨が出て、この東京や関東近圏でも、それで、樹木がもうなぎ倒されると。折れちゃうと。それによって、家が、屋根が潰れたり、または

車の上に倒れたりとか、そういうようなことというのが、もう毎年のように起きているという現状がある中では、やっぱりそれは沿道の区民の方が、安全ということ、まずは重視をして整備をしてほしいというふうに思われるのは、これは自然だと私は思うんですよ。

そうしたときに、ちょっと僕は、一番最初のときのこの陳情のときの資料がちょっと見つからなくて、あれですかね、この協議会というのは、メンバーは何人ぐらいで、こんな人なんだと、ちょっと教えてくださいませんか。すみません。

○佐藤地域まちづくり課長 すみません。警察通り協議会の事務局は地域まちづくり課でやっておりますので、私のほうからご説明させていただきます。

この協議会でございますが、当初は検討委員会として平成22年3月からスタートし、平成23年9月から協議会として運営しているというところでございます。メンバーでございますけれども、あ、そもそもはこの道路整備だけではなくて、沿道のにぎわい創出に向けた取組といったところを検討しているところでございます。

メンバーでございますが、学識経験者が2名入っております。それと沿道の13町会、それと、にぎわい創出という観点から、観光協会、それと商店街ですね。それとあとオブザーバーとして、沿道の所轄の警察、万世橋警察、神田警察に入っているというメンバーでございます。総勢21名というところのメンバーで、オブザーバーを入れず21名というメンバーでございます。

○桜井委員 はい。ありがとうございました。

町会だけでも13と言いましたっけ。それだけの町会の方たちからご意見を頂いて、こういう協議会のまとめというところに至ったわけですから、やはりこれは尊重しなくちゃいけないというふうに私は思いますね。

やはり樹木というのは生き物ですから、大きくなったり、またさっき倒木のおそれは現時点ではないというふうにおっしゃっていたけど、だけでも樹木なんていうのは生き物ですから、いつ、どういうふうになるかも分からないわけで、そういうような、地域の方と密接にそういう樹木に親しんでいただくとか、そういう中でこういう沿道の整備をみんなが関わっていくということが、やはり一番大切なんだと思います。

そういう面では、今回17回までこの協議会の皆さんに議論をしていただいたことについては、本当に大変だったなと。それと、本当にここまで積み上げてこられて、ご苦労さまでしたというふうに言いたいと思いますけども、今後についての、単に整備するだけじゃなくて、区としてこういうまちなみ、樹木も含めたまちなみを、どのように区として関わっていく姿勢があるのか。そこら辺をちょっと聞かせていただけませんか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今まで、今植わっている樹木というのが東京市の頃に植えられたもので、戦後、燃えた、焼失したものを、元気に育てるように活力のあるイチヨウですとかプラタナス、そういうものが植えられたんですけども、それは、まちの方からすると、自分たちで選んだものじゃない。なかなかそういう樹木に対して意識を持ってないというところがございました。こういう形でいろいろご意見を頂いて、自分たちで選んだ樹木を植えて、それを将来その沿道のまちなみをつくっていきたいという強いご意見がありますので、それを、補助というものじゃないですけども、維持管理しながら、一緒に進めていきたいと考えてございます。

○はやお委員長 いいですか。

ほかにございますか。

じゃあ、休憩します。

午後4時24分休憩

午後5時04分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

○林委員 一つが、これまで街路樹、大変陳情を出された方々も含めて、区のほうで、先人たちの大きな木になった。これによって、維持管理も非常にお金のコストがかかるというのが、我々の議会側でも一緒に思いを一致しております。

で、今回のⅡ期工事、Ⅲ期工事に当たって、木の移植、ばっさり切るのではなくて、移植可能な樹木というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今把握しているところでは2本でございます。

○はやお委員長 2本。

○林委員 何本中というのは。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅱ期工事の32本のうち2本でございます。

○林委員 Ⅲ期工事も含めて、また出していただければと思うんですけども、来年度予算の編成が大詰めに向かっております。で、今回この陳情をどういうふうにするのか。継続するのは非常に簡単なんです。簡単。継続、結論先送りというのは簡単ですけども、来年度予算に反映する場合に、今ここで委員会として、ある程度執行機関に申入れできないと、この今まで考えられた、要は裁量の無い状態の予算編成になっているというのは間違いないのか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ここのところで決めていただかないと、なかなか難しいところはございますが、その裁量という部分ではまだございます。

○林委員 そうしますと、一つが、元気な樹木をほかの場所に、ほかの道路の街路樹に移すという考え方で、これはほかの道路の樹木の問題のときもやってきました。実際根づくかどうかというのも、環境が変わるとどうなのかというのもありましたけれども、もう一つが、一旦どこか埼玉だか群馬だかに持って行って、それを戻してみるというのもやってみた経験があるんで、その辺の裁量の予算立てを、一つ、委員会として、議会として申し入れるような形で、まとめればですよ。

と同時に、協議会の方々に、最初の段階で、平成22年でしたっけ、23年でしたっけ、協議会が立ち上がったと。その間、神田警察通り賑わいガイドラインを通じて、様々な議論を積み重ねて17回に入ってきたと。ここのところというのは、この結論というのは、いろいろ問題は、ご意見はあるのかもしれないですけども、ある一定の到達点まで今の時点で来た。道路整備も歩道の整備もぜひしてもらいたい。ここはすごく強い気持ちなんだろうと思います。

ここを全否定するわけではなくて、一旦、こういう陳情のいろんなご意見も出てきた。ここは度量を、千代田区役所としても、やるために、協議会の方に1回、もし例えばですけども、元気な木があって、協議会の方が認めればですよ、一旦どこか遠い場所か、どこか近くでもいいんですけど、移植して、それをふるさとのもう一回神田警察通りに、1本、2本元気な木があるという答弁がありましたから、戻ってくるのもどうですかねと投げか

けを役所のほうがするには、ある程度一定の予算の上積み、今の段階で委員会として結論をして申し入れないと、なかなか今のままだと、執行機関内部でその積み上げの裁量って何ですかと。協議会でも出ていない意見なのに、どうしてなんですとか言われているので、ここはちょっと陳情、せっかく予算編成前のこの大事な時期にやって、もし全員一致でまとまるような形になると、陳情者に対しても、一定のお答え、100点じゃないです、これは。僕たちは100点満点を目指せるわけじゃなくて、いろんな意見があって総合調整して、やっぱり最低でも51点を取ろうねという気持ちで、政治の側でやっています。

で、沿道協議会の皆さんのも、これも積み上げた道路の計画を、これ、全面今から計画変更なんかできようがない。できようがない。一旦抜かなくちゃいけない。整備するためには。沿道協議会の方。で、どこかのところで折り合いを少し裁量をつけるんだとすると、ここは予算の上積みと、協議会の皆さんに、もう一回だけこの木、もう一回戻ってくるのはどうですかという形で投げかけるという裁量を、ちょっと行政側の職員の皆さんに与えないと、なかなか苦しい立場に、全部それはもう無理です、決まったことです、というよりも、話が少しできるような形で陳情のほうを、ちょっと取扱いのほうまで入ってしまいますけれども、取りまとめていただくと、来年度予算に反映できる。裁量権が発生するという形になるのではないのかなというのが、すみません、取りまとめの話も含めての話になってしまいますけれども、どんな感じかなと思ひまして。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの林委員のご意見ですね。予算の裁量についてということと、あと協議会で、また樹木を移植してまた戻すということについて、意見を聞けるかどうかということに関しては、可能かと思ひますので、検討してまいります。

○はやお委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、ちょっと取扱いについて。ちょっと休憩します。

午後5時11分休憩

午後5時12分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

取扱いにつきましては、次のように、委員長として皆様の意見を取りまとめて考えております。樹木診断をした後、移植可能な樹木を他の場所に移設できるよう、裁量予算を積み上げる。このことにつきまして執行機関に申し入れます。そして、もう2点目、今後、協議会の構成の在り方については、幅広い意見が聴取できるよう改善すること。この2点について申し入れる形で委員会集約をさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、委員会集約として、送付2-22、神田警察通りⅡ期Ⅲ期工事においても今ある街路樹を保存するよう求める陳情につきましては、陳情者に先ほどの申入れ内容でお返しさせていただきます。